

中小企業の経営者が知っておきたい 事業承継のお金や税金に関すること

資料作成：税理士法人グリュック 税理士 滝沢 淳

目次

- 1. はじめに 1
- 2. 事業承継の要素と問題点..... 1
- 3. 親族内承継と親族外承継..... 2
- 4. おわりに 5

中小企業の経営者が知っておきたい 事業承継のお金や税金に関すること

■ 1. はじめに

前は、事業承継の概要を説明いたしましたが、今回は事業承継を具体的に考えてみましょう。事業承継にはどうしても、お金が絡んでしまいます。そこで今回は、お金や税金に関することを中心として、制度や特例にも触れていきたいと思ひます。

■ 2. 事業承継の要素と問題点

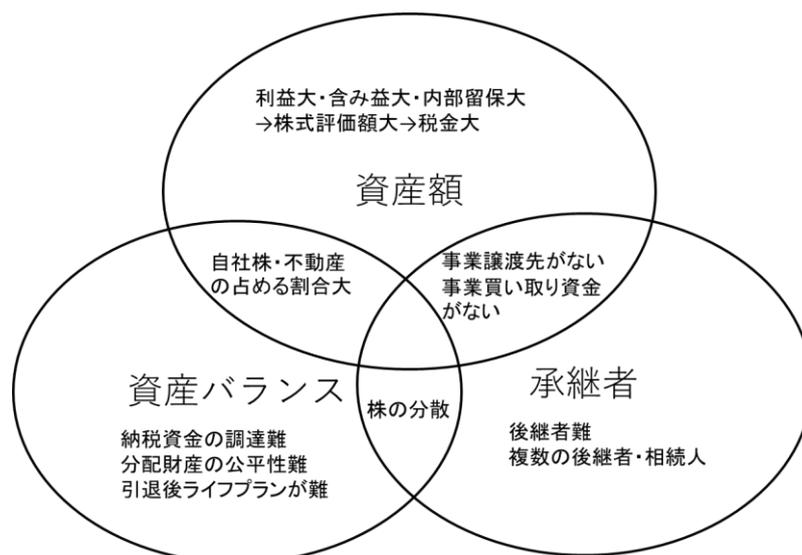
まず、事業承継を行うためには次の3つの承継を、どのように進めていくかを考えることとなります。

「経営」 後継者へ事業経営の地位や権利の承継

「意志」 経営者の意志や考えの承継

「資産」 株式や債権・不動産などの承継

このような事業承継を進める際に発生するであろう問題は、次のような図にまとめることができます。



「資産額」については、会社の規模が大きくなったり、業歴が長くなると、引き継ぐ資産、負債の総額も多く、複雑で、事業承継のハードルが高くなってきます。また、「承継者」が親族内の人間であれば税金が、親族外の人間であれば買い

取り資金の問題が発生します。「資産バランス」については、事業の「資産額」が大きいのに、現金・預金などがなく、不動産ばかりだ、ということになると、承継する際の税金が納められなかったり、他の親族との公平を保つのが難しくなったりしてしまいます。したがって、事業承継をスムーズに行うためには、この3つの要素がうまく解決できるような形で進めていくことになります。

またこの他にも、特に個人事業や、同族会社の場合、「株主」・「経営者」・「一族」この三者のバランスをどうとるかも重要となってきます。会社の継続・発展のみならず、一族・子孫の繁栄・資産承継をも目的として行うことが事業承継関係者の希望であることも多く、様々な配慮が必要となってきます。

このような問題点を考慮しつつ事業承継を進めていくことになりますが、「経営」や「意志」の承継については、人間的な要素が強く、法律的、技術的な要素が少ないのですが、「資産」の承継については、法律的、技術的な要素が多分に含まれています。この後は「資産」の承継に関して発生する問題の解決方法の糸口と、法律的・技術的な解決方法をご紹介します。



■ 3. 親族内承継と親族外承継

一般的に、事業承継は親族内承継と親族外承継に大きく分けられます。この2つの違いは、承継者の違いですが、この承継者の違いによって問題点となる点や事業財産等の移転手法が大きく異なってきます。中小企業に多いのが、親族内承継ですが、近年は親族外承継もかなり増えてきています。

では、2つの承継の違いを確認し、問題点と解決策について述べたいと思います。

A. 親族内承継

★承継人・・・子、孫、兄弟、甥、姪など

★財産移転手法・・・相続、贈与、売買など

親族内承継は、経営者として一番安心して引き継げる形と言えます。また従業員や取引先、金融機関なども受け入れやすい形です。しかし、親族内に適する人材がない場合や親族間で合意が取れず相続でもめる可能性があるという問題点もあります。特に、先代経営者の相続財産がほとんど自社株式だけであるような場合で、株式を事業承継人がすべて相続するような場合には、他の相続人の遺留分を侵害してしまう可能性があります。そのような場合、相続人間でもめたり、または株式を分けざるを得なくなり経営の安定性を失いかねません。そういったことも考慮して事業承継を進めなくてはならないでしょう。あ

るいは、のちに述べる経営承継円滑化法による「除外合意」や「固定合意」の制度を検討しておくべきでしょう。

さて、親族内承継の場合、事業財産や法人の株式の移転は、対価が払われず無償、つまり相続や贈与によって移転することが多いかと思います。そこで、問題となるのは税金です。財の移転が行われるときに税金が発生するという税金の仕組みがあるからです。税金は原則現金で納めなくてはなりませんので、例えば、移転する財産のバランスが悪く、株式だけだったり不動産だけだったりすると、事業用財産を承継しようにも税金が払えないために事業承継ができないということが起こりうるのです。

贈与税や相続税は財産をもらった人が税金を納めることとなります。譲渡所得税は、株式や不動産などを売った時の金額から、買った時の金額を差し引いた利益に対して、売った人が税金を納めることとなります。税金のインパクトは大きいので、そのタイミングと節税は事業承継にとって重要な要素となります。

① 税対策～株式評価額の引き下げ

相続税や贈与税を計算する際には、現金や預金は、金額そのものが評価額＝時価となり、それをもとに税額を計算します。しかし、非上場株式については評価額（株価）の算定は簡単にはできません。通常は売買で取り引きされることがなく、市場価格というものが存在しないことがほとんどだからです。そこで、国税庁は複雑な計算方法を用いて株式の価値を算定して税金計算の基となる評価額とすることを認めています。したがってその計算上、株式の価値が上がらないようにしておく、または引き下げを行うことにより、税金を減らすことができるのです。詳細な手法については、ここでは記載できませんので割愛しますが、非上場株式の株式価値が下がった時点で株式を移転することで節税効果が見込めます。

② 数量の減少・次世代への移転～贈与による後継者への移転

贈与税などの税金の計算は、超過累進課税という課税方式を取っており、1年間の贈与の金額が大きくなれば大きくなるほど、税金の比率が大きくなります。したがって、財産の移転は分けて、計画的に行うようにすると税負担を抑えることができます。

また、株式は評価額が上下します。上場株式はもちろん、非上場株式の場合も①に記載した通りに評価額が計算されますので、評価額は変動します。そこで、株価が下がった時点あるいは下げた時点で株式を事業承継人に対して移転をさせることにより、税負担を減らすことができます。

③ 納税資金対策

先にも記載したように、税金は原則的に現金で納める必要があります。贈与のように計画的に行えばいいのですが、相続はタイミングが読めません。そのため、相続税については状況に応じて資産の売却や税金の延納・物納など、または法人の場合は死亡退職金を使ったり、自己株式の取得により会社から資金を融通したりして、納税すること

になります。もし、資金準備ができる見込みがない場合は、生命保険の活用は必ず視野に入れたほうがよいでしょう。

ちなみに、死亡退職金については相続税法上、みなし相続財産とされますが「500万円×法定相続人の数」以下の金額については非課税となります。さらに、生命保険金についても、別途同額の非課税枠がありますので、積極的に活用してください。

一般的にはなかなか難しいのですが金融機関等からの借り入れも活用したりします。公的な措置として「経営承継円滑化法」の認定を前提としていますが、日本政策金融公庫の株式取得資金の融資制度があったり、信用保証協会の保証枠が通常の枠とは別枠で用意されたりしています。

また、融資とは異なるのですが、中小企業投資育成株式会社を活用した株式承継スキームもありますので、ご興味をお持ちの方はホームページ等をご確認ください。

④ 生命保険の活用

先ほど、生命保険金の非課税枠について記載しましたが、それだけでなく、生命保険は事業承継において様々な活用方法があります。

a. 後継者のため

- ・事業承継者の株式や事業用資産の買取資金準備
- ・相続税の納税資金や相続発生直後の資金需要対応

b. 経営者のため

- ・事業承継後の生活資金準備

c. 会社等のため

- ・自社株買取り資金、経営者の退職金の支払い準備
- ・事業承継が難しい場合の、一時的な運転資金、借入返済資金

ちなみに、死亡保険金については、民法上において保険金受取人固有の財産とされるため、遺産分割の対象となる相続財産となりません。つまり、法定相続分に関わらず保険金受取人が保険金を取得することができ、遺留分減殺請求の対象にもなりません。したがって、事業承継人を保険金受取人により、保険金を事業承継時の相続税やその他諸々の支払いに充てることができ、事業承継を行う際の金銭的な弊害を少なくし、スムーズに事業承継を行うことができるようになります。

しかし、生命保険は、契約者、被保険者、保険の種類、支払方法、受取方法が様々で、その内容によって効果や税金の課税関係が異なります。活用方法、目的に応じて適切な保険契約を選択する必要がありますので、じっくり検討してください。

⑤ 事業承継税制

中小企業の事業承継を総合的に支援する「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」という、いわゆる「経営承継円滑化法」という制度があります。この法律は、遺留分の算定から、事業承継のための株式などを除くことなどを可能にする遺留分に関する民法の特例、事業承継資金等を確保するための金融支援や、事業承継に伴う税負担の軽減いわゆる「事業承継税制」の前提となる認定が盛り込まれています。

この制度を活用することにより、事業用資産の承継に係る贈与税、相続税を納税猶予あるいは免除することができたりします。要件が比較的厳しく、適用を受けるためにはハードルが高いですが、税金の負担を少なく事業承継を行えるので、要件に当てはまれば積極的な活用をお勧めします。

B. 親族外承継

★承 継 人・・・従業員、同業者

★財産移転手法・・・M&A（合併、事業譲渡等）、EBO、廃業

親族外承継は、大きく分けて①従業員に対する承継と、②従業員以外への承継の2つに分かれます。

① 役員・従業員等関係者への承継

MBO（役員）・EBO（従業員）が基本的な手法となります。

メリット 関係者の安心感を得やすい。同業他社の採用や異業種からも期待。

デメリット 後継者に買取資金がない場合が多い。個人保証の引き継ぎ等で銀行の理解が得られるか？

② 役員・従業員以外の社外への承継

M&A（合併、事業譲渡など）が基本的な手法となります。

メリット 広範囲から、適任者を選べる。雇用維持、取引先との関係維持。現経営者に利益を残すことができ、経営者の生計等の確保ができる。

デメリット 売り手、買い手のマッチングが難しい。役員解任となる場合もある。承継先によっては、雇用や取引先の維持が不透明。

親族外承継の場合について、よくあるケースを考えてみましょう。

「社長と、他の役員をやっている3人は設立当初から一緒に会社を立上げ、苦楽を共にして、これまで会社を成長させてきた。その甲斐もあり、会社は毎年利益をだしており、純資産も多額である。だから株式の価値が非常に高い。株主は社長1人だが、自分1人の会社ではないと思うし、役員3人はまだまだ若く、引き継いでやっていって欲しいと思っている。しかし、内部留保がたくさんある会社の株式評価は高く、他の役員3人は取得資金が工面できない。」

このケースは、役員・従業員等関係者への承継を行いたい希望があるが、承継者の資金的な問題が発生しているケースです。業績のよい、社歴の長い会社ほど同様の傾向が見られます。承継の資金を金融機関から調達するなど、様々なスキームを検討する必要がありますが、非常にハードルが高いです。どうしても難しい場合は、役員・従業員以外の社外への承継を検討することになります。

■ 4. おわりに

中小企業経営者の引退年齢は、一概には言えませんが70歳前後の方が多いでしょうか。円滑な事業承継を行うためには、早期に事業承継の計画を立て、後継者の確保を含む準備に入ることが重要です。事業承継は予想以上に時間がかかり

ますし、様々なお金も必要となってくるため、その準備も簡単ではありません。

事業承継に伴う、資金的な問題は、まず自分の全財産の内容を把握し、相続税などを試算することから始めましょう。事業承継については、相続対策ばかりに気を取られすぎないで 節税＝守り 投資＝攻め となることを心にとめておいていただき、そのバランスを考慮してください。

また事業承継ばかりにとらわれず、家族・関係者のライフプランを重視して検討するほうが結果としてよいのではないかと思います。税金などお金のことばかりにとらわれず、相続人や利害関係者のことも踏まえてバランスよく検討することが、事業承継のポイントとなります。特に、利害関係者の平等よりも納得感が重要となります。

どうしても事業承継が厳しい場合ももちろんあります。その場合は、廃業も視野に入ってきます。特に、継続的な赤字や債務超過で親族に事業を承継させたくない場合は廃業も有効な手段です。個人保証の引継ぎの問題も解決できることになります。

しかし債務超過の場合は、廃業するために債務を返済しなくてはならない場合が多く、そのための資金調達が難しいといったことや、従業員等の利害関係者の混乱が生じる可能性もありますので廃業も容易ではありませんので注意が必要です。

事業承継に型どおりのものはありません。状況等に応じて、多種多様な手法を検討し、ベストな選択をする必要があります。弁護士・税理士など、よい相談相手を見つけて、相談しながら、問題点を整理して事業承継を考えていくことをお勧めいたします。



【著者プロフィール】 滝沢 淳 (たきざわ あつし)

家族にまつわる法制度と租税法を研究し、論文「21世紀の家族と税制」で金賞受賞。

修了後、大手会計事務所にも所属し個人事業から一部上場企業まで事業に関する税務を中心に仕事を手掛ける。

その後、別の大手会計事務所に移籍し、資産税業務を中心に相続・贈与はもちろん、組織再編、事業承継など難易度の高い税務に携わる。

現在まで銀行、証券会社、不動産会社、イベント等においてセミナーを数多く行う。

愛妻家。

本レポートにつきましては万全を期して作成しておりますが、ご利用の結果に関しては一切の責任を負いかねますのでご了承ください。また、本レポートを無断で複製または掲転載することを禁止します。

資料提供：第一生命・損保ジャパンサクセスネット事務局
